

しんきん職域フリーローン

令和3年9月6日現在

商品名	しんきん職域フリーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・申込時年齢が満20歳以上で、最終返済時の年齢が満75歳以下の方・安定継続した収入がある方・職域サポート制度を導入した事業所にお勤めの経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員でも可）の方・一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
資金使途	自由（事業資金は除く）
ご融資限度額	500万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヶ月以上10年以内
ご融資利率	年5.50%・年6.50%・年7.50%・年9.00%・年11.50%（保証料込） ご融資利率は信用状況に応じて決定させていただきます。
お利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年365日とする日割計算
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ※借入金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用もご利用になれます。
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので不要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。